

## アジア基礎造形連合学会 会則

### 1. (名称)

本会はアジア基礎造形連合学会と称する。

### 2. (目的)

本会はアジア各国・地域において、造形諸分野に広く共通する基礎造形学の学術的・創作的研究を推進する団体が交流し、相互に固有の文化的基盤を尊重しながら、21世紀のアジアに求められる普遍的な造形文化の創造と、その普及に寄与することを目的とする。

### 3. (構成)

本会の構成団体は、日本、台湾、中国、韓国の基礎造形学会、研究会とする。(設立順)運営委員会の議を経ての、新たな団体の加盟を妨げない。

### 4. (事業)

本会は次の事業を行う。

- (1) 2年に1回、各国・地域を巡回する大会の開催
- (2) 構成団体相互の情報交換および研究交流の支援
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 5. (役員)

- (1) 会長 1名

大会終了日の翌日から次の大会の終了日までを任期として、次の大会の開催地団体の会長が本会の会長および大会実行委員会委員長を兼任する。

- (2) 運営委員 各団体から1名

各団体の会長が務める。各団体の会長が交代した場合は速やかに本会会長に連絡する。

### 6. (運営委員会)

運営委員会は本会の役員で構成され、会議は大会会期に合わせて会長が招集する。

- (1) 次期大会開催地を決定するとともに、活動計画等について協議する。
- (2) 運営委員が会議に出席できない場合は代理の参加を認める。
- (3) 会議には必要に応じて通訳等委員以外の者の参加を認めるが、議決権は委員のみに与えられる。
- (4) 会議閉会中に審議事項が発生した場合は、会長が提起し通信等によって協議を行う。
- (5) 会議議事録は、会長を有する開催地団体の事務局が作成し、各団体に配布するとともに、保管する。

### 7. (会計)

本会の経費は、会長を有する開催地団体の会計(大会会計を含む)でまかなわれる。したがって、会計報告、会計監査等については、当該団体に一任する。

## 附則

- ・本会則は、2007年8月25日より施行される。
- ・2014年9月5日一部改正。